



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば

3

MARCH

2022

## 目次

### ● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 「資格取得届」「資格喪失届」提出の際の留意点 ……2-3

### ● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 傷病手当金の支給期間の通算化について ……4
- 出産育児一時金の支給額の変更について ……4
- 任意継続被保険者の申出による資格喪失について ……5
- マイナンバーカードが健康保険証として利用できます ……5

### ● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 「写真コンテスト」結果発表 & 入賞作品紹介 ……6-7
- 「潮干狩り」「いちご狩り」補助券配付のご案内 ……8
- 社会保険相談のご案内 ……9-11

#### 割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設で様々な対策がとられています。感染状況により、対策が変更されることなどがありますので、ご予約やお出かけの前に、必ずご利用される施設のホームページ等にて最新情報をご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

## ● 日本年金機構からのお知らせ ●

### 「資格取得届」「資格喪失届」提出の際の留意点

従業員を採用したときや従業員が退職（死亡）したとき、事業主は、管轄の年金事務所に、「被保険者資格取得届」または「被保険者資格喪失届」の提出が必要になります。

3月・4月は、採用や退職による人事異動が多い時期です。提出漏れがないようご注意ください。

#### 被保険者資格取得届

従業員(被保険者)の資格取得日から5日以内に提出

##### ◎資格取得日

事実上の使用関係が発生した日が資格取得日です。

試用期間であっても、報酬を支払うなど事実上の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日となります。

##### ◎被扶養者の届出等

従業員（被保険者）に扶養する家族がいる場合は、「被扶養者（異動）届」をあわせて提出してください。

##### ◎70歳以上の方の採用

70歳以上の方を採用した場合は、「70歳以上被用者該当」欄をチェックしてください。

#### 被保険者資格喪失届

従業員(被保険者)の資格喪失日から5日以内に提出

##### ◎資格喪失日

退職（死亡）日の翌日が資格喪失日です。

月の末日に退職した場合は、翌月1日が資格喪失日となります。「備考」欄に、退職または死亡した年月日を入力してください。

##### ◎健康保険証等の添付

退職（死亡）した従業員（被保険者）とその扶養家族の「健康保険被保険者証」の添付が必要です。電子申請により「被保険者資格喪失届」を提出する場合、回収した「健康保険被保険者証」は電子申請の到達番号を記載のうえ、東京広域事務センターあて郵送してください。

紛失等により添付や返納ができない場合は、「資格喪失届」の「備考」欄に理由を入力するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」（JPEGまたはPDF形式の画像ファイル）を添付してください。

## 20歳以上60歳未満の従業員が資格喪失したら

退職後、間をおかずに他の会社で厚生年金保険等に参加する場合を除き、国民年金の加入手続きが必要です。退職日の翌日から14日以内に、年金手帳等を持参のうえ、お住まいの市区町村役場または年金事務所で手続きを行うよう退職する従業員にお伝えください。

## 退職後継続して再雇用された方の手続き

60歳以上の方が、退職後、同一の事業所に継続して再雇用されることがあります。

この場合、事業主が「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、通常の随時改定を行うことなく、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することができ、この標準報酬月額に応じて在職老齢年金の額が見直されます。添付書類として次の書類の写し（画像ファイル）が必要になります。

- 「就業規則」「退職辞令」など、退職したことがわかる書類
- 継続して再雇用されたことがわかる「雇用契約書」

以上のものがない場合は「事業主の証明」を添付してください。証明書の様式は指定されていませんが、「退職した日」および「再雇用された日」の記載が必要です。

※継続して再雇用とは、1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。

※事業所の定年制の定めの有無による相違はありません。60歳以後に退職した後、継続して再雇用された場合であれば対象となります。

※法人の役員等が対象の場合の添付書類は、「役員規程」「取締役会の議事録」など役員を退任したことがわかる書類および退任後継続して嘱託社員として再雇用されたことがわかる「雇用契約書」または「事業主の証明」になります。

上記のご案内は電子申請による届出を想定しています。紙届書の作成についても概ね同様になりますが、詳しくは日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) をご覧いただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

# 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

## 傷病手当金の支給期間が通算化されました

ポイント



治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう健康保険法等が改正されました。この改正により令和4年1月1日より、傷病手当金が支給される期間は支給を開始した日から『通算して1年6ヵ月』になります。

### 改正前(令和2年7月1日以前に支給開始した場合)

出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6ヵ月 →  
支給開始日から起算して1年6ヵ月経過後は不支給

### 改正後(令和2年7月2日以降に支給開始した場合)

出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6ヵ月  
支給開始日から通算して1年6ヵ月まで支給

一時的な仕事復帰が  
しやすくなりました



## 出産育児一時金の支給額の内訳が変わりました

令和4年1月1日以降の出産より、出産育児一時金の支給額が下記のとおり変更されました。

	出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額	
	出産日が令和3年12月31日以前	出産日が令和4年1月1日以降
産科医療補償制度加入機関で 在胎週数22週以降の出産	42万円	42万円
産科医療補償制度加入機関で 在胎週数が22週に達しなかった出産	40.4万円	40.8万円
産科医療補償制度未加入の機関で出産		

## 任意継続被保険者の申出による資格喪失が可能になりました

令和4年1月1日より、任意継続被保険者における資格喪失要件について、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の翌月1日にその資格を喪失することが可能となりました。

**【例】令和4年4月1日に任意継続健康保険の資格喪失を希望する場合**



詳細内容は  
こちら



※ 上記の場合、任意継続健康保険の保険証がお使いいただけるのは令和4年3月31日までです。また、資格を喪失してから5日以内に、協会けんぽへ保険証を返納してください。

**申請方法** 「任意継続被保険者資格喪失申出書」を協会けんぽへご郵送ください。

## マイナンバーカードが保険証として利用できます

令和3年10月20日より一部の医療機関や薬局の窓口<sup>\*1</sup>にて保険証のほかに、マイナンバーカードも保険証として利用できるようになりました。<sup>\*2</sup>

### メリット4点のご紹介

① 就職・転職・引越後も  
保険証として  
利用できます



② マイナポータル<sup>\*3</sup>で  
特定健診情報や薬の情報を  
確認できます



③ マイナポータルで  
確定申告の医療費控除が  
簡単になります



④ 手続きなしで限度額  
以上の一時的な支払が  
不要になります<sup>\*4</sup>



厚生労働省  
特設ページは  
こちら



※1 令和4年3月時点では、マイナンバーカードが保険証として利用できない医療機関や薬局がございますので予めご了承ください。

※2 マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前にマイナポータルでの申込が必要です。

※3 マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップで可能になり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

※4 当分の間、マイナンバーカードの他に保険証、限度額適用認定証、高齢受給者証をお持ちいただくことをおすすめします。

**全国健康保険協会 千葉支部**  
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル2階

●ビル名変更についてのお知らせ●  
千葉TNビル → 日本生命千葉駅前ビル(令和4年4月より)

**043-382-8311** (代表)

お手続きは郵送を  
ご利用ください



協会けんぽ 千葉 検索



**メールマガジ配信中!**

健康保険や健康づくりのタイムリーな情報をお届けします。

### 登録方法

- ① ご登録画面にアクセス
- ② “新規登録”をクリック
- ③ メールアドレス等を入力し、登録

ご登録はこちら



## 千葉県社会保険協会 からのお知らせ



機関誌『社会保険ちば 2021 年秋号』およびホームページ『月刊社保ちば 2021 年 11 月号』にてご案内しました「写真コンテスト」には、県内会員事業所被保険者の皆様から、45 点の応募作品が寄せられました。全日本写真連盟関東本部委員・丹羽敏憲先生による厳選なる審査の結果、次の方々の作品が入賞されました。

次頁にて入賞作品を紹介いたします。

推薦 戸口昌彦 レジノルフテック(株)

特選 横張正之 キッコーマン(株)  
河合正雄 (社福)豊富福祉会

準特選 芦田幸男 誠自動車(株)

秀作 河合千賀子 (社福)豊富福祉会  
酒井朝子 (株)酒井設備工業  
目良茂 (一財)千葉県社会保険協会

※敬称略

## コンテスト総評

作品の題材は千葉県内に留まらず、自然にしろ、観光写真的なテーマにしる、広範囲に発展していく傾向にあり、コロナ禍でも、行動力、新規な興味を発掘していく熱意が伝わってくる。身近な題材にも深く掘り下げた社会現象に共感するものが目についた。デジタル技法も進化して、スマホ領域にまできていることも望ましい。広い世代の共通メディアに密着してきた。入賞作品はいずれも美しく優雅に心に伝わるものを持って何かを訴えている。日常生活の中にも写真の題材は多く、人生に連結する。夢とロマンを追及するモチーフのしっかりとした作品も見逃せない。プロ意識を秘めた立派な作品もあり、喜ばしい。

全日本写真連盟関東本部委員 丹羽 敏憲

## 入賞作品紹介



## ←推薦「春満開」 戸口昌彦氏

(講評) 川辺の土手に桜が咲いて、水面にその影を映す。穏やかに、ツートーンカラーの在来線の音を聴きながら、平和な肌触りの空気感をしっかりと捉えて、ここに巡り来ている季節の春を満喫している。



## ↑特選「水鏡」 横張正之氏

(講評) 深山の紅葉の中を走る列車は秋の旅心を乗せている。汽笛がこだまして、紅葉の中を見え隠れして、鉄橋を渡る自然に溶け込む姿には銀河鉄道にも似た夢を乗せて、二重に見せる湖畔からの幻想に融合している。



## ↑特選「港の夕暮れ」 河合正雄氏

(講評) 夕陽が捉えた刑部岬からの展望は、震災・津波の被害から立ち直って、飯岡港内の緑公園、光る繫留の漁船、市場の灯かりに静かに囲まれて、穏やかに暮れてゆく、復興した優美な画面に収められている。

## →準特選「高架下の立葵」 芦田幸男氏

(講評) 橋脚のコンクリート壁を背にして、所かまわず伸びて、立派な花を見せてくれるタチアオイ。紅白の花弁が青空に向かって太陽からのエネルギーを存分に受けている。元気いっぱいの花弁に生命力を漂わせている。



## ↑秀作「雨宿り」 河合千賀子氏

(講評) 紫陽花の雨に足止めされ乍らも、茶室の丸窓の前に立って、先の道案内の相談をしている母親と子どもでしょう。人込みを避けて、一つ傘でマスク姿のふたりの会話が親密な関係を表している。

雨もまた楽しい。



## ←秀作「風よ吹け! 屋根より高く」 酒井朝子氏

(講評) 初夏の訪れを待ち詫びて、空にはためく鯉のぼりは葦の屋根によく似合う。地面の下の方で泳いでいるのは、子沢山を証明するものかもしれない。青空にはもっと余裕がある。



## →秀作「夏夜の月あかり」 目良茂氏

(講評) 満月の月明りに照らされて、光る海面。月の浜辺で、芝生に寝転がる木の根っこの配置が面白い。両腕を広げた子供の様に、バンザイしている。月夜の灯かりの中に自然が活きている。



## 木更津市江川海岸 『潮干狩り』 補助券を配付しています

📍 **利用期間** 令和4年3月19日(土)～令和4年7月18日(月)

📍 **と ころ** 木更津市江川海岸 潮干狩り場 ☎0438-41-1960 (営業時間のみ)  
新木更津市漁業協同組合 ☎0438-41-2234(代) 木更津市江川 576-6  
(旧 江川漁業協同組合) **HP** <http://egawa-gyokyou.or.jp>



📍 **参加資格** 会員事業所の被保険者とご家族様 (ただし1事業所 25枚まで)

📍 **入 場 料** 入場料より補助料金を差し引いた金額を当日潮干狩場(第一料金所)にてお支払い下さい。

潮干狩り料金表 (網なし)

	区分	契約料金 (団体料金)	補助料金	窓口支払料金
大 人	中学生以上	¥ 1,700	¥ 750	¥ 950 (2kg まで)
小 人	4歳～小学生	¥ 850	¥ 450	¥ 400 (1kg まで)

※大人 2kg、小人 1kg 以上の採貝は、超過扱いとなり自己負担となります。

(超過採貝料金: 1kgにつき 900円)

📍 **申込方法** 下記申込書に必要事項をご記入のうえ送付先を明記した返信用封筒(94円切手貼付)を必ず同封し郵送にてお申し込みください。

📍 **申込期間** 令和4年2月1日(火)～令和4年5月27日(金) ※補助券がなくなり次第配付終了となります。

## 山武市成東 『いちご狩り』 補助券を配付しています

📍 **利用期間** 令和3年12月下旬 ～ 令和4年5月5日(木)

※期間中でも気象条件・園の事情により入園できない場合や要予約の期間もありますので、お出かけの際には各加入苺園に必ずお問合わせください。(土・日・祝祭日は、早めに閉園する場合があります)

📍 **と ころ** 山武市成東観光苺組合加入苺園 ☎0475-82-2071 (観光案内所) **HP** <http://sanmu15.com/>

📍 **入 園 料** 下記の入園料から補助料金 400円を差し引いた金額を各苺園に当日お支払ください。

山武市成東観光苺組合入園料金表

期 間	小学生以上	4歳～6歳(未就学児)	3歳以下
1月5日～2月28日	¥ 1,800	¥ 1,400	¥ 500 ※
3月1日～3月24日	¥ 1,700	¥ 1,300	¥ 500 ※
3月25日～4月6日	¥ 1,500	¥ 1,100	¥ 500 ※
4月7日～5月5日	¥ 1,200	¥ 800	¥ 300 ※

※ お子様の入園は、保護者の方とご一緒をお願いします。

📍 **申込方法** 下記申込書に必要事項をご記入のうえ送付先を明記した返信用封筒(94円切手貼付)を必ず同封し郵送にてお申し込みください。

📍 **申込期間** 令和3年11月16日(火)から配付中 ※補助券がなくなり次第配付終了となります。

**申込先** 一般財団法人千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13

※コピーしてお申し込みください

### 補 助 券 申 込 書

↓希望する補助券にチェック☑して枚数をご記入ください

潮干狩り 大人 \_\_\_\_\_ 枚  
小人 \_\_\_\_\_ 枚  
を申込みます。

いちご狩り 大・小人  
共通 \_\_\_\_\_ 枚

事業所記号 \_\_\_\_\_

事業所番号 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

※返信先記入済の返信用封筒(切手貼付)を必ず同封してください。



## 社会保険相談をおこなっています

当協会の契約するベテランの社会保険労務士が各事業所様に出向き、社会保険相談をいたします。  
事業所での相談をお一人から行うことができます。

### 例えば…

#### ●60歳で定年退職したら…

老齢年金はいくらもらえるかな？  
雇用保険の失業給付の手続きは？

ご相談はすべて**無料**です

#### ●定年後も

#### 再雇用制度で在職したら…

老齢年金はいくら減額になるの？  
雇用保険からの給付金請求手続きは？

#### ●年金加入不明期間 の確認方法は？

●従業員に社会保険についての研修を行いたいなど  
研修講師を事業所様に派遣することも可能です。

### ◆申込方法◆



12頁の申込書にご記入のうえ、**FAX (043-233-3973)**にてお申し込みください。  
また、次頁に「社会保険相談のお申し込みから相談までの流れ」を掲載しています。

不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

電話 043-233-3971

# 社会保険相談のお申し込みから相談までの流れについて

社会保険相談のお申し込みから相談までは下記のような流れとなります。

## 個別年金相談の場合

1. 社会保険相談申込書に必要事項をご記入ください。  
相談希望日時については、
  - ・ お申し込みから相談日まで **1ヶ月程の期間**が必要です。
  - ・ 相談希望日時は、**第3候補**までご記入ください。



2. 当協会へ FAX にてお申し込みください。  
(FAX No. 043-233-3973)



3. 当協会にお申し込み受付後、**委任状**を送付いたします。  
※委任状については、当協会から日本年金機構へ相談者様の年金記録等の照会をするために、ご提出いただくものです。



4. 委任状が届きましたら、必要事項をご記入、押印のうえ、同封いたしました返信用封筒にてご返送ください。



5. 相談日時が決定次第、ご連絡いたします。



6. 相談者様の年金記録等が整いましたら、当協会から送付いたします。



7. 社会保険労務士が、ご希望の指定日時、場所で年金相談を行います。

## その他の相談の場合

個別年金相談の流れの順番 3、4、6 を除いたものとなります。

# 社会保険相談申込書

一般財団法人千葉県社会保険協会

FAXにてお申込みいただくか、コピーしてご郵送ください **(FAX 043-233-3973)**  
お申し込みから相談日まで1か月ほどの期間が必要です

申込日 年 月 日

事業所名	
担当者名	
事業所所在地	〒
電話番号	
希望相談日	第1希望 年 月 日 ( ) 時 分 第2希望 年 月 日 ( ) 時 分 第3希望 年 月 日 ( ) 時 分
希望相談人数	人 個別 ・ 集団 (どちらかに○)
事業所までの 交通機関	

最寄駅から事業所までの簡単な地図をご記入ください。  
(貴事業所様に既存のものがあれば、そちらを添付ください。ご記入は不要です。)

※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守される契約となっております。

記事提供/日本年金機構・全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部